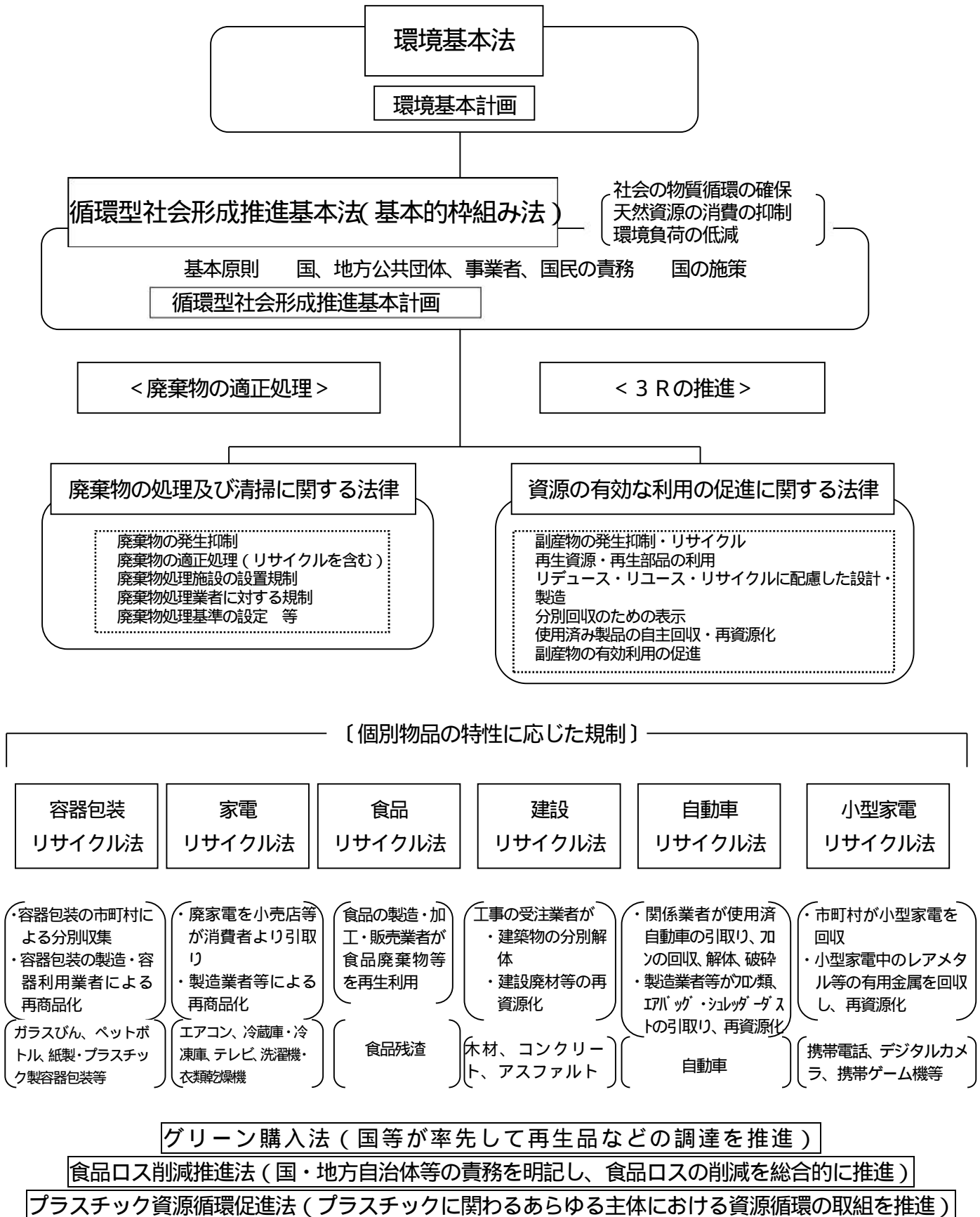


# 資料編

# 資料1 廃棄物・リサイクル関係法令

## 1 廃棄物・リサイクル関係法令の体系



## 2 世田谷区清掃・リサイクル条例

公布 平成11年12月10日条例第52号  
改正 平成13年3月13日条例第25号  
平成15年6月24日条例第47号  
平成15年10月1日条例第66号  
平成15年12月9日条例第81号  
平成17年12月9日条例第82号  
平成19年10月1日条例第48号  
平成24年12月10日条例第69号  
平成25年10月1日条例第36号  
平成28年9月29日条例第45号  
平成29年12月8日条例第57号  
令和2年9月30日条例第40号  
令和4年12月9日条例第57号

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### (目的)

第1条 この条例は、区、事業者及び区民がそれぞれ地球の資源に限りがあること及び環境の保全の重要性を自覚し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の減量を行うため、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

一部改正〔平成13年条例25号・17年82号〕

##### (基本理念等)

第3条 廃棄物の減量及び適正な処理は、次に掲げる基本理念等に基づき取り組むものとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正な処理のための取組は、物の生産、流通、消費さらには最終処分に至るあらゆる段階において、社会全体で行うものとする。
- (2) 廃棄物の減量及び適正な処理を進めるに当たっては、省資源、省エネルギー、最終処分物の減量等により、総合的に環境への負荷を最小限にするものとする。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理は、すべての当事者がそれぞれの責務を果たしてこそ効果的に実現することができるものであることにかんがみ、区、事業者及び区民が協働して取り組むものとする。

#### 第2節 区の責務等

##### (基本的責務)

第4条 区は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため廃棄物の適正な処理を実施しなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その効率的な

運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めなければならない。

4 区長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、広報活動その他必要な措置を講じ、区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(助言等)

第5条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、助言又は要請を行うことができる。

(公開)

第6条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民等の参加)

第7条 区長は、廃棄物の減量及び処理について、区民及び事業者の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第8条 区は、廃棄物の減量及び処理に関する事業の実施に当たって、広域的な取組を必要とする場合その他必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

### 第3節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

### 第4節 区民の責務

第10条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら適切な方法で処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力しなければならない。

### 第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会

第11条 廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本方針

(2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項

3 審議会は、学識経験者、区民及び事業者のうちから区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成13年条例25号・15年47号〕

## 第2章 再利用等による廃棄物の減量

### 第1節 区の減量義務等

(再利用等による減量)

第12条 区長は、再利用の対象となる物の収集、回収等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 区は、事務事業を実施する際には、物品の調達に当たって再生品を使用する等自ら積極的に再利用等を行うことにより廃棄物を減量しなければならない。

3 区は、再利用の対象となる物の回収事業等の普及を図るため区民及び事業者へ広報活動その他必要な措置を講ずるとともに、区民及び事業者と連携し、再生品の需要の拡大を図るよう努めなければ

ばならない。

(再利用に関する計画)

第13条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の再利用に関する実施計画として定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の計画に関する事項は、規則で定める。

(施設の利用)

第14条 区は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第15条 区は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

## 第2節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例25号〕

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、

再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の確保）

第21条 規則で定める大規模な集合住宅を建設し、又は改築しようとする者は、当該集合住宅又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

（改善勧告）

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第23条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第24条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第22条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第3節 区民の減量義務

（自主的行動）

第25条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（世田谷区資源再利用活動団体）

第26条 区長は、区内に活動拠点及び活動区域を有し、再利用の対象となる物を回収する等、再利用を推進する営利を目的としない住民団体を、その申請に基づき、世田谷区資源再利用活動団体（以下「資源再利用活動団体」という。）として指定することができる。

2 区長は、資源再利用活動団体に対し、必要な助言又は要請及び支援を行うことができる。

（商品の選択）

第27条 区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

## 第3章 廃棄物の適正処理

### 第1節 通則

（家庭廃棄物の処理）

第28条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第29条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業者の中間処理義務）

第30条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。  
（処理技術の開発）

第31条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 指定する者以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等  
追加〔平成15年条例81号〕

（収集又は運搬の禁止等）

第31条の2 第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める資源・ごみ集積所（以下「資源・ごみ集積所」という。）に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成15年条例81号〕、一部改正〔平成29年条例57号〕

第3節 適正処理困難物の抑制

一部改正〔平成15年条例81号〕

（処理困難性の自己評価等）

第32条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第33条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第34条 区長は、適正処理困難物を指定することができる。この場合において、区長は、指定した適正処理困難物について必要な事項を公表するものとする。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第4節 一般廃棄物の処理

一部改正〔平成15年条例81号〕

（処理の計画）

第35条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを遅滞なく公表しなければならない。

2 区長は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、これを遅滞なく公表しなければならない。

一部改正〔平成13年条例25号〕

（処理）

第36条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、規則で定める。

（計画遵守義務等）

第37条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第75条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

一部改正〔平成29年条例57号〕

（粗大ごみの排出方法）

第38条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、第54条第1項に規定する廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第55条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物等の排出方法）

第39条 事業者は、区長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第56条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

（特定家庭用機器廃棄物の排出方法）

第39条の2 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、特定家庭用機器廃棄物を排出してはならない。

2 占有者は、特定家庭用機器廃棄物を排出するときは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡さなければならない。

3 区長は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成13年条例25号〕

（パーソナルコンピュータの排出方法）

第39条の3 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）を排出してはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 占有者は、パーソナルコンピュータを排出するときは、当該パーソナルコンピュータの再資源化（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第6項に規定する再資源化をいう。）が確実に実施されるよう、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者等に適切に引き渡すものとする。

追加〔平成15年条例66号〕

（排出禁止物）

第40条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

（動物の死体）

第41条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分することができないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善命令等）



第42条 区長は、占有者が第37条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第43条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するとき、第36条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第44条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第45条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理をして排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第46条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第47条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第48条 区長は、事業者が第43条又は第44条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第49条 第36条第1項、第37条及び第40条から第42条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

#### 第5節 産業廃棄物の処理

一部改正〔平成15年条例81号〕

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第50条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第51条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第52条 第36条、第37条、第42条、第44条、第45条及び第48条(第43条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

#### 第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

一部改正〔平成15年条例81号〕

第53条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

#### 第7節 廃棄物処理手数料

一部改正〔平成15年条例81号〕

（廃棄物処理手数料）

第54条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたとき（粗大ごみの場合にあつては、収集及び運搬をするとき。）は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者及び粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。次項において同じ。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（有料粗大ごみ処理券の交付）

第55条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

（有料ごみ処理券の交付）

第56条 区長は、第54条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。

2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

（動物死体処理手数料）

第57条 区長は、第41条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第58条 区長は、天災、火災等の災害、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の受給その他特別の理由があると認めるときは、第54条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

（督促）

第59条 第54条に規定する廃棄物処理手数料又は第57条に規定する動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

（延滞金の額及び徴収方法）

第60条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する

期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第61条 第54条に規定する廃棄物処理手数料又は第57条に規定する動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付することができなかつたときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

#### 第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第62条 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付する。

全部改正〔平成17年条例82号〕

(処理基準)

第63条 法第7条第1項の許可(以下「一般廃棄物収集運搬業の許可」という。)を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は法第7条第6項の許可(以下「一般廃棄物処分業の許可」という。)を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、第36条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

一部改正〔平成17年条例82号〕

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第64条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例82号〕

(一般廃棄物収集運搬業の許可手数料等)

第65条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区においてを受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可を受けようとするときは、この限りでない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者(第3号に掲げる者を除く。) 15,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(第4号に掲げる者を除く。) 15,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (7) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

追加〔平成17年条例82号〕

#### 第5章 浄化槽清掃業

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可)

第66条 区長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付する。

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第67条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可手数料等)

第68条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 15,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

追加〔平成17年条例82号〕

## 第6章 地域環境の清潔保持

一部改正〔平成17年条例82号〕

(地域の生活環境)

第69条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第70条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合には、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第71条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第72条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第73条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

## 第7章 雑則

一部改正〔平成17年条例82号〕

(世田谷区行政手続条例の適用除外)

第73条の2 第31条の2第2項の規定による命令については、世田谷区行政手続条例第3章の規定は、適用しない。

追加〔平成15年条例81号〕

(市街地開発事業における処理施設等)

第74条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第75条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第76条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第77条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(技術管理者の資格)

第78条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
  - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
  - (4) 前3号に掲げる者以外で、規則で定める資格を有する者
- 追加〔平成24年条例69号〕

(委任)

第79条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成24年条例69号〕

## 第8章 罰則

一部改正〔平成17年条例82号〕

第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条の2第2項の規定による命令に違反した者
  - (2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者
  - (3) 第45条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
  - (4) 第48条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
  - (5) 第53条第3項の規定による命令に違反した者
- 一部改正〔平成15年条例81号・24年69号〕

第80条の2 前条第1号の違反行為をした者が、常習として第31条の2第1項の規定に違反したときは、500,000円以下の罰金に処する。

追加〔平成29年条例57号〕

第81条 第42条(第49条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成24年条例69号〕

第82条 第53条第1項の規定による届出をしなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

全部改正〔平成17年条例82号〕、一部改正〔平成24年条例69号〕

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第80条から前条までの規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔平成24年条例69号・29年57号〕

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

第2条 この条例を施行するために必要な準備行為は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

2 前項の規定により策定される一般廃棄物処理計画は、施行日において第35条第1項の規定に基づき定めた一般廃棄物処理計画とみなす。

(世田谷区リサイクル条例の廃止)

第3条 世田谷区リサイクル条例(平成7年11月世田谷区条例第62号)は、廃止する。

(世田谷区リサイクル条例の廃止に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の際、現に前条の規定による廃止前の世田谷区リサイクル条例第16条第1項

の規定に基づき指定を受けている世田谷区資源再利用活動団体は、第26条第1項の規定に基づき指定を受けた資源再利用活動団体とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年東京都条例第140号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、区長がした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

2 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前に都条例第58条の2又は第58条の3の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、施行日以後3月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第55条又は第56条の規定に基づき区長が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券とみなす。

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第60条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一部改正〔平成25年条例36号、令和2年40号〕

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

第8条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者及び一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするものに係る許可手数料について、施行日以後6年の間、区長は、規則で定めるところにより、第68条第1号から第4号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

(世田谷区環境基本条例の一部改正)

第9条 世田谷区環境基本条例(平成6年9月世田谷区条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則(平成13年3月13日条例第25号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は同年6月1日から、第66条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月24日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月1日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第62条、第63条第2項及び第66条の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成15年12月9日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第79条の改正規定は、平成16年3月10日から施行する。

附 則（平成17年12月9日条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（世田谷区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の廃止）
- 2 世田谷区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成11年12月世田谷区条例第53号）は、廃止する。  
（一般廃棄物処理業の処分等に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例の規定によりなされた処分等は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。  
（罰則に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月1日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例（以下「新条例」という。）別表1の部3の項の規定（粗大ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第56条第1項の規定による有料ごみ処理券の交付は、施行日以後に区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、施行日前においても行うことができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、新条例別表に定めるところにより廃棄物処理手数料を徴収する。
- 4 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後1月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、新条例別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

附 則（平成24年12月10日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第82条を第83条とし、第79条から第81条までを1条ずつ繰り下げる改正規定及び第7章中第78条を第79条とし、第77条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例（以下「新条例」という。）別表1の部3の項の規定（粗大ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後1月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、新条例別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

附 則（平成25年10月1日条例第36号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月29日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例（以下「新条例」という。）別表1の部3の項の規定（粗大ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表2の部の規定は、施行日以後に区長が処理を行う場合の動物死体処理手数料について適用する。ただし、当該処理が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の動物死体処理手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後1月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、新条例別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

附 則（平成29年12月8日条例第57号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日条例第40号）

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月9日条例第57号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定（別表1の部3の項の改正規定（「2,800円」を「3,200円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の同項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、この条例による改正後の別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表（第54条、第57条関係）

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 76円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭



-----  
注 令和4年12月9日条例第57号により、令和5年10月1日から施行

別表1の部1の項中「40円」を「46円」に改め、同部2の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に改め、同部3の項中「40円」を「46円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。

-----  
2 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 3,100円

一部改正〔平成19年条例48号・24年69号・28年45号〕

### 3 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則

公布	平成12年3月31日規則第39号	
改正	平成13年3月30日規則第40号	平成13年5月31日規則第76号
	平成14年3月25日規則第27号	平成15年3月24日規則第22号
	平成15年3月31日規則第34号	平成15年6月24日規則第81号
	平成15年10月1日規則第107号	平成15年12月1日規則第120号
	平成15年12月9日規則第122号	平成17年3月31日規則第30号
	平成18年1月31日規則第3号	平成18年3月31日規則第49号
	平成19年3月30日規則第33号	平成19年10月1日規則第77号
	平成20年3月31日規則第47号	平成21年2月27日規則第10号
	平成23年1月31日規則第2号	平成24年3月30日規則第18号
	平成24年12月10日規則第105号	平成25年3月29日規則第26号
	平成25年6月28日規則第69号	平成25年10月1日規則第82号
	平成27年1月30日規則第3号	平成27年3月31日規則第37号
	平成27年10月30日規則第83号	平成28年3月31日規則第59号
	平成28年12月28日規則第115号	平成29年12月28日規則第87号
	平成30年3月30日規則第53号	平成30年11月30日規則第134号
	令和2年3月31日規則第47号	令和2年9月30日規則第111号
	令和2年10月30日規則第119号	令和3年9月30日規則第118号
	令和4年12月28日規則第119号	

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例において使用する用語の例による。

一部改正〔平成13年規則40号・18年49号〕

##### (世田谷区清掃・リサイクル審議会)

第3条 条例第11条第3項に規定する世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内
  - (2) 区民 8人以内
  - (3) 事業者 5人以内
- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
  - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 5 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。
  - 6 審議会は、会長が招集する。
  - 7 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 9 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
  - 10 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

- 11 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 12 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 13 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 14 部会の議事の定足数及び表決数については、第7項及び第8項の規定を準用する。
- 15 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。  
一部改正〔平成13年規則40号・15年34号・81号〕

## 第2章 再利用等による廃棄物の減量

### (再利用に関する計画)

第4条 条例第13条の再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生及び排出を抑制するための施策に関する事項
  - (2) 再利用を促進するための施策に関する事項
  - (3) 再利用の処理施設の整備に関する事項
  - (4) 再生品の普及拡大等のための施策に関する事項
  - (5) 特に再利用の促進を図る必要があると認める物の再利用のための回収の計画及び目標
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、再利用等によるごみ減量の促進に関する事項
- 2 区長は、前項の計画を定め、又は同項の計画に変更があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

一部改正〔平成13年規則40号〕

### (使用後の容器の回収等)

第5条 容器入り飲食料の自動販売機の所有者又は管理者は、使用後の容器を回収するための設備を、当該自動販売機に隣接した場所に設置するよう努めなければならない。

- 2 区長は、容器入り飲食料の販売を行う事業者に対し、使用後の容器の回収その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

### (事業用大規模建築物)

第6条 条例第20条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物（同条第6項の規定にあっては、当該床面積の合計が1,000平方メートル未満の特定商業施設（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第2条第7号に規定する特定商業施設をいう。）を含む。）とする。

一部改正〔平成29年規則87号〕

### (廃棄物管理責任者の選任等)

第7条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

- 2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

- 3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

### (事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第8条 条例第20条第3項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

- 2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

### (事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準)

第9条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置届）

第10条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境整備条例」という。）第7条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

一部改正〔平成14年規則27号〕

（大規模集合住宅）

第11条 条例第21条の規則で定める大規模な集合住宅は、住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の集合住宅（改築によりその住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上になるものを含む。）とする。

一部改正〔平成14年規則27号〕

（大規模集合住宅の再利用対象物保管場所設置基準）

第12条 条例第21条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第3号から第5号までに定める基準に該当すること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

（改善勧告）

第13条 条例第22条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第14条 条例第23条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。

（収集拒否等）

第15条 区長は、条例第24条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

（住民団体）

第16条 条例第26条第1項に規定する住民団体は、10世帯以上で構成されるものでなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（資源再利用活動団体の指定の申請等）

第17条 条例第26条第1項に規定する申請は、資源再利用活動団体指定申請書兼支払金口座振替依頼書（第4号様式）により行わなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、指定の可否を決定したときは、申請をした住民団体の代表者に対し、資源再利用活動団体指定承認・不承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則第37号・令和2年119号〕

（回収実績の報告）

第18条 世田谷区資源再利用活動団体（以下「資源再利用活動団体」という。）の代表者は、再利用対象物の回収活動を行ったときは、回収実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則第37号〕

(代表者等の変更)

第19条 資源再利用活動団体の代表者は、当該団体の名称、代表者等又は回収する再利用対象物の品目を変更したときは、資源再利用活動団体代表者等変更届（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則第37号〕

(団体の解散等)

第20条 資源再利用活動団体の代表者は、当該団体を解散し、又は当該団体の活動を停止し、若しくは再開しようとするときは、資源再利用活動団体解散・活動停止・活動再開届（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則第37号〕

(指定の取消し等)

第21条 区長は、必要があると認めるときは、資源再利用活動団体の活動の内容、実績等について調査を行い、又は当該団体の代表者に対し、報告を求めることができる。

2 区長は、前項の調査又は報告の結果、資源再利用活動団が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該団体の指定を取り消すことができる。

(1) 資源再利用活動団体としての要件を欠くに至ったと認めるとき。

(2) 資源再利用活動団体の活動が1年以上行われていないと認めるとき。

(3) 虚偽の報告その他不正な手段により指定の承認を受け、又は次条第1号の規定による報奨金の支給を受け、若しくは受けようとしたとき。

(4) 正当な理由がなく区長の支持に従わないとき。

3 区長は、前項の規定による指定の取消しを行ったときは、資源再利用活動団体指定取消通知書（第9号様式）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則第37号〕

(資源再利用活動団体に対する支援)

第22条 条例第26条第2項に規定する資源再利用活動団体に対する支援は、次のとおりとする。

(1) 再利用対象物の回収活動に伴う報奨金の支給

(2) 資源再利用活動団体の活動に必要な消耗品の支給

(3) 資源再利用活動団体の活動に必要な物品の貸付け

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が資源再利用活動団体の活動に必要であると認めるもの

一部改正〔平成27年規則第37号〕

### 第3章 廃棄物の適正処理

(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)

第22条の2 条例第31条の2第1項の再利用の対象となる物として区長が指定するものは、次に掲げる廃棄物とする。

(1) 古紙、ガラスびん及びペットボトル

(2) 缶

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条に掲げる電気機械器具

(4) 前2号に掲げるもののほか、焼却して処理しないものとして排出された廃棄物で、金属を含むもの

2 条例第31条の2の区長が指定する者は、区長が前項各号に掲げる廃棄物の収集又は運搬の業務を委託した者とする。

追加〔平成15年規則122号〕、一部改正〔平成29年規則第87号・30年53号〕

(収集又は運搬の禁止命令)

第22条の3 条例第31条の2第2項の規定による収集又は運搬の禁止命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

追加〔平成15年規則122号〕

(適正処理困難物の指定及び公表)

第23条 区長は、条例第34条第1項の規定に基づき適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 条例第34条第1項の規定による公表は、区長の指定した適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。

(回収命令)

第24条 条例第34条第4項の規定による回収命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第25条 条例第35条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画には、条例第50条第1項の規定に基づき区長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理の基準)

第26条 条例第36条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条各号及び第4条の2各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の処理に当たっては、再利用に努めること。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ、焼却し、破碎し、切断し、又は圧縮する等の当該一般廃棄物に応じた処理を行い、その減量化又は減容化を図ること。

一部改正〔平成18年規則49号・21年10号〕

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第27条 条例第37条第2項に規定する家庭廃棄物又は条例第39条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下この項においてこれらを「廃棄物」という。）を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納又は容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、収集作業を困難にするおそれのないものであること。

2 前項の基準による容器の持出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(有料粗大ごみ処理券の添付方法等)

第28条 条例第38条に規定する有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。

- (1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。
- (2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。
- (3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。

- (4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみからはがれることのないよう添付すること。
- (5) 有料粗大ごみ処理券には、収集予定日及び占有者名又は受付番号を記入すること。  
(有料ごみ処理券の添付方法等)

第29条 条例第39条に規定する有料ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。

- (1) 著しく汚損した有料ごみ処理券は、添付しないこと。
- (2) 有料ごみ処理券は、確認しやすい箇所に添付すること。
- (3) 複数の有料ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。
- (4) 有料ごみ処理券は、容器又は袋から離れることのないよう添付すること。
- (5) 有料ごみ処理券には、事業者名を記入すること。

(動物の死体の届出)

第30条 条例第41条の規定により動物の死体の届出をしようとする者は、動物死体届出書（第10号様式）により行わなければならない。

(改善命令等)

第31条 条例第42条（条例第49条及び第52条において準用する場合を含む。）に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第32条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第33条 条例第45条（条例第52条において準用する場合を含む。）に規定する中間処理等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(運搬等の命令に係る排出量)

第34条 条例第46条に規定する規則で定める事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の量は、1日平均10キログラム以上とする。臨時に排出する場合も同様とする。

一部改正〔平成28年規則59号〕

(一般廃棄物管理票適用対象事業者)

第35条 条例第47条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出する者
- (2) 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者

(一般廃棄物管理票)

第36条 条例第47条第1項の一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、第11号様式のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物管理票（A票）（条例第47条第1項の事業者の控えとし、以下「A票」という。）
- (2) 一般廃棄物管理票（B票）（事業系一般廃棄物の運搬を受託した者の保存用とし、以下「B票」という。）
- (3) 一般廃棄物管理票（C票）（区長の指定する処理施設の管理者（以下「管理者」という。）

の保存用とし、以下「C票」という。)

(4) 一般廃棄物管理票(D票)(条例第47条第1項の事業者の保存用とし、以下「D票」という。)  
(一般廃棄物管理票の回付等)

第37条 条例第47条第1項の規定により、事業者は、管理者にC票及びD票を提出するものとする。

2 条例第47条第2項に規定する受託者は、事業者から交付された一般廃棄物管理票のうちA票を事業者に回付するとともに、条例第47条第3項の規定により管理者にB票、C票及びD票を提出するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により一般廃棄物管理票の提出を受けたときは、C票を保存するとともに、第1項の事業者にはD票を、前項の受託者にはB票及びD票をそれぞれ回付するものとする。

4 前項の受託者は、同項の規定により管理者からB票及びD票の回付を受けたときは、B票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に回付するものとする。

5 事業者は、前2項の規定によりD票の回付を受けたときは、A票と照合し、当該D票を保存するものとする。

(事業者の措置)

第38条 条例第47条第2項に規定する事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から一月以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対する確認その他適切な措置を講ずるとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存期間)

第39条 第37条第3項から第5項までの規定により保存する一般廃棄物管理票の保存期間は、当該一般廃棄物管理票の提出又は回付を受けた日から5年とする。

(改善命令等)

第40条 条例第48条(条例第52条において準用する場合を含む。)に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第41条 条例第53条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積3,000平方メートル以上の建築物及び事業用大規模建築物とする。

2 条例第53条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、住環境整備条例第7条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

3 条例第53条第2項の規則で定める基準は、第32条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第53条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

一部改正〔平成14年規則27号・30年134号〕

(一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量の算定)

第42条 区長は、条例第54条第1項から第3項までの規定による廃棄物(臨時に排出し、又は運搬した廃棄物及び条例第39条の規定により有料ごみ処理券を添付して排出する廃棄物を除く。)の排出量を次に掲げる区分ごとに算定する。ただし、これによることが実情に合わないとする場合は、この限りでない。

第1期 4月1日から6月30日まで

第2期 7月1日から9月30日まで

第3期 10月1日から12月31日まで

第4期 1月1日から3月31日まで

2 区長は、条例第54条第1項から第3項までの規定により臨時に排出し、又は運搬した廃棄物(条例第38条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付して排出する廃棄物を除く。)については、その



都度排出量を算定する。

- 3 区長は、前2項の規定により排出量を算定し、廃棄物処理手数料を決定したときは、占有者又は事業者に対して、廃棄物処理手数料決定通知書（第12号様式）により通知する。ただし、臨時に排出し、又は運搬した廃棄物については、当該通知書を省略することができる。

（排出量算定基準の特例）

第43条 条例第54条第4項の規定による廃棄物処理手数料の算定は、廃棄物の容量1立方メートルを廃棄物の重量250キログラムに換算する。

（粗大ごみの廃棄物処理手数料）

第44条 条例別表1の部3の項手数料の欄に規定する粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額とする。

（廃棄物処理手数料の徴収方法）

第45条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、第42条第2項に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

- 2 廃棄物処理手数料の納付期限は、第42条第1項の区分に従い、それぞれ次のとおりとする。ただし、各期に定める日が土曜日に当たるときは、その日に最も近い月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。次項において同じ。）に当たるときは、その日の翌日）とする。

第1期分 8月15日

第2期分 11月15日

第3期分 2月15日

第4期分 5月15日

- 3 第42条第1項ただし書及び第2項の規定による廃棄物処理手数料については、納入通知書を発行した日の翌日から起算して15日目を納付期限とする。ただし、納付期限の日が土曜日に当たるときは、その日に最も近い月曜日（その日が休日に当たるときは、その日の翌日）とする。

（有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料の徴収方法）

第46条 前条第1項本文の規定にかかわらず、条例第55条第1項の規定により有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭又は掲示による納入の通知をするものとする。

- 2 有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料を徴収したときは、納入者に対し、粗大ごみ処理手数料領収書（第13号様式）を交付するものとする。

（有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料の徴収方法）

第47条 第45条第1項本文の規定にかかわらず、条例第56条第1項の規定により有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭又は掲示による納入の通知をするものとする。

- 2 有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料を徴収したときは、納入者に対し、事業系一般廃棄物処理手数料領収書（第14号様式）を交付するものとする。

（処理手数料の徴収の委託）

第48条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料（以下この条において「処理手数料」という。）の徴収の事務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、その徴収した処理手数料を、納付書（第15号様式）により、指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により指定金融機関等に処理手数料を払い込む際は、計算書として、廃棄物処理手数料徴収取扱実績報告書兼取扱手数料請求書（第16号様式）を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、受託者に係る処理手数料の徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定める。

一部改正〔平成19年規則77号〕

（廃棄物処理手数料の還付）

第49条 条例第54条第5項ただし書の規定により廃棄物処理手数料を還付することができるのは、次

の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた占有者が、再利用の目的で当該粗大ごみの排出を取り止めたとき。
  - (2) 有料ごみ処理券を交付した後、一般廃棄物処理計画の改定又は条例第46条に規定する運搬等の命令により将来に向け区長が廃棄物の収集及び運搬を行わないこととなるとき。
  - (3) 有料ごみ処理券を所有している事業者が、区内において事業を廃止し、又は区内から転出するとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書(第17号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、廃棄物処理手数料を還付するときには、粗大ごみ処理手数料領収書、事業系一般廃棄物処理手数料領収書その他の書類をもって廃棄物処理手数料の納付を確認しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成20年規則47号〕

(有料粗大ごみ処理券の種別)

第50条 条例第55条第1項の有料粗大ごみ処理券の種別は、次のとおりとする。

有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数
有料粗大ごみ処理券A(第18号様式)	200円につき1枚
有料粗大ごみ処理券B(第19号様式)	300円につき1枚

(有料粗大ごみ処理券の交付方法)

第51条 条例第55条第1項の有料粗大ごみ処理券の交付は、別表第1の粗大ごみの品目1点ごとに、次の表の左欄に掲げる廃棄物処理手数料の額に応じて、同表右欄に掲げる有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数により行うものとする。ただし、廃棄物処理手数料の額が600円以上の場合であって区長が特別の理由があると認めるときは、有料粗大ごみ処理券A又は有料粗大ごみ処理券Bのいずれか一方のみ又は同表右欄に掲げる枚数以外の組合せにより交付することができる。

廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数
200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚
800円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 2枚
1,000円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 2枚
1,200円	有料粗大ごみ処理券B 4枚
1,400円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚
2,000円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 6枚
2,800円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 8枚

一部改正〔平成19年規則77号・20年47号・24年105号・28年115号〕

注 令和4年12月28日規則第119号により、令和5年10月1日から施行  
同条の表を次のように改める。

廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数
200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,600円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚
2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚
3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚

-----

(有料ごみ処理券の種別)

第52条 条例第56条第1項の有料ごみ処理券の種別及び用途は、次のとおりとする。

有料ごみ処理券の種別	用途
有料ごみ処理券・特大(第20号様式)	70リットル相当排出用
有料ごみ処理券・大(第21号様式)	45リットル相当排出用
有料ごみ処理券・中(第22号様式)	20リットル相当排出用
有料ごみ処理券・小(第23号様式)	10リットル相当排出用

一部改正〔平成19年規則77号〕

(有料ごみ処理券の交付方法)

第53条 条例第56条第1項の有料ごみ処理券の交付は、次の表の左欄に掲げる有料ごみ処理券の種別ごとに、同表中欄に掲げる額の廃棄物処理手数料を納付した者に同表右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認める場合は、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄の枚数未満の有料ごみ処理券を交付することができる。

有料ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料	一組の枚数
有料ごみ処理券・特大	2,660円	5枚
有料ごみ処理券・大	3,420円	10枚
有料ごみ処理券・中	1,520円	10枚
有料ごみ処理券・小	760円	10枚

一部改正〔平成19年規則77号・24年105号・28年115号〕

注 令和4年12月28日規則第119号により、令和5年10月1日から施行

第53条の表有料ごみ処理券・特大の項中「2,660円」を「3,045円」に改め、同表有料ごみ処理券・大の項中「3,420円」を「3,910円」に改め、同表有料ごみ処理券・中の項中「1,520円」を「1,740円」に改め、同表有料ごみ処理券・小の項中「760円」を「870円」に改める。

-----

(動物死体処理手数料の徴収方法)

第54条 条例第57条の動物死体処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、納入通知書により難しい場合は、納入通知書を省略することができる。

(手数料の減免)

第55条 条例第58条の規定による廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減免の割合は、次の各

号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に掲げる保護を受けている者 免除
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者及び世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年9月世田谷区条例第50号）に基づく医療費の助成を受けている者 免除
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者 免除
- (5) 火災等の災害を受けた者（第1号に掲げる者を除く。） 減額（9割以内）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別の理由があると認める者 減額（5割以内）又は免除

- 2 前項各号に定めるもののほか、動物死体届出書により動物の死体の届出をした者（当該死体の存する土地又は建物の所有者又は占有者に限る。）であって、当該動物の所有者又は占有者でないものについては、条例第57条に規定する動物死体処理手数料を免除する。

一部改正〔平成20年規則47号・25年82号・令和4年119号〕

（減免申請手続）

第56条 前条の規定により廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書（第24号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請について、前条の規定に適合する者と認め廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し、手数料減免承認書（第25号様式）を交付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、手数料減免申請書の提出及び手数料減免承認書の交付を省略することができる。

一部改正〔平成18年規則3号〕

（督促状）

第57条 条例第59条第1項の規則で定める督促状は、第26号様式のとおりとする。

#### 第4章 一般廃棄物処理業

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第58条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第27号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 事業の区分
- (4) 継続的な作業場所
- (5) 運搬先
- (6) 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量
- (7) 保管・積替えを行う場合には、保管・積替えを行う施設の設置場所
- (8) 主たる事務所以外の事務所、事業場、運搬車の車庫等の名称及び所在地
- (9) 作業計画
- (10) 従業員の数

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (3) 申請者が、法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- (4) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (5) 保管・積替えを行う施設を設置する場合には、当該施設を自ら所有することを証明する書類

- (借用する場合には、その契約書の写し)、当該施設の平面図、立面図、断面図及び案内図、当該施設の概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
- (6) 運搬先を証明することができる書類(区長の指定する処理施設以外の施設を運搬先とする場合に限る。)
- (7) 運搬車の車庫、洗車設備、けい船場等を自ら所有することを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)並びに当該施設の配置図、写真及び付近の見取図
- (8) 主たる事務所の案内図
- (9) 自動車検査証の写し(運搬船にあっては、船舶検査証書の写し)
- (10) 従業員名簿
- (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (12) 排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認める書類及び図面
- 3 区長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者に対し、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面(同項第3号、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。)の添付を省略させることができる。
- 4 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第28号様式)に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別
- (4) 処分の方法
- (5) 処分(最終処分を除く。)の場合は、処分先
- (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
- (8) 作業計画
- (9) 従業員の数
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (3) 申請者が、法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- (4) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (5) 処分先を証明することができる書類(区長の指定する処理施設以外の施設を処分先とする場合に限る。)
- (6) 一般廃棄物の処理施設を自ら所有することを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)、当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (7) 主たる事務所の案内図
- (8) 従業員名簿
- (9) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認める書類及び図面
- 6 区長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者に対し、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類又は図面(同項第3号及び第8号から第10号までに掲げるものを除く。)の添付を省略させることができる。

一部改正〔平成15年規則120号・17年30号・18年49号・25年26号〕

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第59条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可の基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第

2条の2各号の規定に、一般廃棄物処分業にあつては省令第2条の4各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の場合

イ 次に掲げる者が、新規に許可を申請する場合には区長が別に定める試験に合格していること、許可の更新を申請する場合には区長が別に定める講習会を修了していること。

(イ) 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあつては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）

(ロ) 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあつては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）

ロ 一般廃棄物の運搬先を確保すること。

ハ その他特に区長が必要があると認める事項

(2) 一般廃棄物処分業の場合

イ 次に掲げる者が、新規に許可を申請する場合には区長が別に定める試験に合格していること、許可の更新を申請する場合には区長が別に定める講習会を修了していること。

(イ) 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあつては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）

(ロ) 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあつては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）

ロ 最終処分を業として行う者を除き、一般廃棄物の処分先を確保すること。

ハ その他特に区長が必要があると認める事項

一部改正〔平成18年規則49号・21年10号〕

(一般廃棄物処理業の許可証)

第60条 区長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、一般廃棄物収集運搬業許可証（第29号様式）を交付する。

2 区長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、一般廃棄物処分業許可証（第30号様式）を交付する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(一般廃棄物処理業の変更の許可申請)

第61条 一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第1項の規定により第58条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第31号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 許可の番号

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 変更に係る事業の用に供する運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量

(6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容

(7) 変更予定年月日

2 第58条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。

3 一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第1項の規定により第58条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第32号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 許可の番号

(3) 変更の内容

- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日

4 第58条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の変更の承認申請）

第62条 一般廃棄物収集運搬業者が第58条第1項第5号から第7号までに規定する事項を変更しようとするとき、又は一般廃棄物処分業者が同条第4項第5号若しくは第6号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の承認を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更承認申請書（第33号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により承認をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更承認書（第34号様式）を交付する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の変更の届）

第63条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げるいずれかの変更をしたときは、その変更をした日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更届（第35号様式）により区長に届け出なければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者の場合

イ 第58条第1項第1号、第8号又は第9号に規定する事項を変更したとき。

ロ 第58条第1項第6号の運搬車、運搬船その他主たる運搬施設を変更（その種類及び数量の変更を除く。）し、又は同条第2項第9号に規定する自動車検査証（運搬船にあつては、船舶検査証書）の内容を変更したとき。

ハ 法人にあつてはその役員又は使用人（政令第4条の7に規定する者に限る。以下この項において同じ。）を、個人にあつては使用人を変更したとき（氏名の変更の場合を含む。）。

ニ 第61条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。

ホ その他区長が必要があると認める事項を変更したとき。

(2) 一般廃棄物処分業者の場合

イ 第58条第4項第1号、第7号又は第8号に規定する事項を変更したとき。

ロ 法人にあつてはその役員又は使用人を、個人にあつては使用人を変更したとき（氏名の変更の場合を含む。）。

ハ 第61条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。

ニ その他区長が必要があると認める事項を変更したとき。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、第58条第1項第4号に規定する事項を変更したときは、その変更をした日の属する月の翌月の10日までに変更届によりまとめて区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年規則49号・20年47号・21年10号〕

（一般廃棄物処理業の廃止の届）

第64条 法第7条の2第3項の規定による届出（事業の全部を廃止した場合に限る。）は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業廃止届（第36号様式）により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

（欠格要件に係る届出）

第65条 法第7条の2第4項の規定による届出は、欠格要件に係る届出書（第37号様式）により行わなければならない。

追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の事業の停止命令）

第66条 区長は、法第7条の3の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業事業停止命令書（第38号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則120号・18年49号〕

(一般廃棄物処理業の許可の取消し)

第67条 区長は、法第7条の4の規定により業の許可を取り消すときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業許可取消書(第39号様式)により行うものとする。

追加〔平成15年規則120号〕、一部改正〔平成18年規則49号〕

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付申請)

第68条 条例第64条の規定により一般廃棄物収集運搬業許可証及び一般廃棄物処分業許可証(次条において「許可証」という。)の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業許可証再交付申請書(第40号様式)により行わなければならない。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(一般廃棄物処理業の許可証に係る遵守義務)

第69条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに区長に許可証を返納しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者の場合
  - イ 一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
  - ロ 一般廃棄物収集運搬業を廃止したとき。
  - ハ 一般廃棄物収集運搬業の許可の期間が満了したとき。
- (2) 一般廃棄物処分業者の場合
  - イ 一般廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。
  - ロ 一般廃棄物処分業を廃止したとき。
  - ハ 一般廃棄物処分業の許可の期間が満了したとき。

全部改正〔平成18年規則49号〕

(一般廃棄物処理業の実績報告)

第70条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条第1項の規定により、毎年1回、一般廃棄物の処理に関する実績を区長に報告しなければならない。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(帳簿等)

第71条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿を備え、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者の場合には、処理料金
- (2) 一般廃棄物処分業者の場合には、処分料金

2 前項に規定する一般廃棄物収集運搬業者の帳簿には、車両ごと及び運行日ごとに、次に掲げる事項を記載した運転日報を備えなければならない。

- (1) 自動車登録番号
- (2) 収集時間
- (3) 作業場所の名称及び所在地
- (4) 収集量(収集時点において作業場所ごとに計量した一般廃棄物の重量)
- (5) 処理施設への搬入状況(処理施設の名称、計量値及び搬入時間)

一部改正〔平成15年規則120号・18年49号・19年33号〕

(区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可に関する申請手続等)

第72条 一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可を受けようとする場合の申請手続等については、区長が別に定める。

追加〔平成18年規則49号〕

(一般廃棄物再生利用業の指定)

第73条 省令第2条第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、又は運



搬する業及び省令第2条の3第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみの処分をする業の指定について必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成18年規則49号〕

## 第5章 浄化槽

追加〔平成18年規則49号〕

### 第1節 浄化槽の管理

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽の設置又は変更の計画についての勧告)

第74条 区長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書(第41号様式)により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽の設置後等の水質検査についての勧告及び命令)

第75条 区長は、浄化槽法第7条の2第2項の規定による勧告をするときは、浄化槽設置後等の水質検査受検勧告書(第42号様式)により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第7条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずるときは、浄化槽設置後等の水質検査受検命令書(第43号様式)により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽の使用開始等の報告)

第76条 浄化槽法第10条の2第1項の規定により浄化槽管理者(浄化槽法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。)が提出する報告書は、浄化槽使用開始報告書(第44号様式)によるものとする。

2 浄化槽法第10条の2第2項の規定により浄化槽管理者が提出する報告書は、技術管理者変更報告書(第45号様式)によるものとする。

3 浄化槽法第10条の2第3項の規定により新たに浄化槽管理者になった者が提出する報告書は、浄化槽管理者変更報告書(第46号様式)によるものとする。

4 浄化槽管理者は、浄化槽法第53条第1項第1号の規定により、その管理に係る処理対象人員(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員をいう。)が201人以上500人以下の浄化槽については6月に1回、501人以上の浄化槽については3月に1回、その維持管理状況を浄化槽維持管理状況報告書(第47号様式)により区長に報告しなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽の使用の休止、再開及び廃止の届)

第77条 浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、浄化槽使用休止届出書(第47号の2様式)により行わなければならない。

2 浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、浄化槽使用再開届出書(第47号の3様式)により行わなければならない。

3 浄化槽法第11条の3の規定による届出は、浄化槽使用廃止届出書(第48号様式)により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕、一部改正〔令和2年規則47号〕

(保守点検又は清掃についての勧告、改善命令等)

第78条 区長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な勧告をするときは、浄化槽の保守点検又は清掃に係る勧告書(第49号様式)により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは、浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善命令書(第50号様式)又は浄化槽使用停止命令書(第51号様式)により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(定期検査についての勧告及び命令)

第79条 区長は、浄化槽法第12条の2第2項の規定による勧告をするときは、定期検査受検勧告書(第

52号様式) により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第12条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずるときは、定期検査受検命令書(第53号様式)により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

## 第2節 浄化槽清掃業

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の許可申請)

第80条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第54号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。)第10条第2項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書

(2) 規則第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図

(3) 営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び当該営業所の案内図

(4) 従業員名簿(法人である場合には、その役員を含む。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める書類

追加〔平成18年規則49号〕、一部改正〔平成25年規則26号〕

(浄化槽清掃業の許可証等)

第81条 区長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、浄化槽清掃業許可証(第55号様式。第85条及び第86条において「許可証」という。)を交付する。

2 区長は、浄化槽法第35条第4項の規定により浄化槽清掃業の不許可の処分をしたときは、当該許可の申請者に対し、浄化槽清掃業不許可通知書(第56号様式)により通知するものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の変更の届)

第82条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届(第57号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の許可申請記載事項変更届に添付しなければならない。

(1) 規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人である場合には、登記事項証明書)

(2) 規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第80条第2項第4号に定める書類

(3) 第80条第2項第3号に掲げる器具の収納場所の変更 第80条第2項第3号に定める書類

(4) 第80条第2項第5号に掲げる従業員名簿の変更 第80条第2項第5号に定める書類並びにその変更が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び規則第10条第2項第3号に定める書類

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の廃業等の届)

第83条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届(第58号様式)により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

(指示、許可の取消し及び事業の停止命令)

第84条 区長は、浄化槽法第41条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書(第59号様式)により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書(第60号様式)又は浄化槽清掃業事業停止命令書(第61号様式)により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の許可証の再交付申請)

第85条 条例第67条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第62号様式)により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の許可証に係る遵守義務)

第86条 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに区長に許可証を返納しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
- (2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。
- (3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

追加〔平成18年規則49号〕

(浄化槽清掃業の実績報告)

第87条 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第53条第1項第4号の規定により、浄化槽の清掃に関する実績を、毎年1回、区長に報告しなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

## 第6章 雑則

一部改正〔平成18年規則49号〕

(大規模な市街地開発事業)

第88条 条例第74条第1項の規則で定める大規模な市街地開発事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業であって、施行する土地の区域の面積が10ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (2) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)による新住宅市街地開発事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (3) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)による工業団地造成事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (5) 新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)による新都市基盤整備事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (6) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設の整備事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (8) 都市計画法第11条第1項第9号に掲げる一団地の官公庁施設の整備事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (9) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。

る。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(市街地開発事業に関する協議)

第89条 条例第74条第2項の規定による協議に当たっては、大規模な市街地開発事業に関する協議書(第63号様式)のほか、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を区長に提出するものとする。

- (1) 市街地開発事業の概要
- (2) 案内図
- (3) 周辺概況図
- (4) 事業の日程
- (5) 施行の区域内の土地利用計画
- (6) 施行の区域内から生ずる一般廃棄物の種類及び量
- (7) 施行の区域内から生ずる一般廃棄物の処理方法
- (8) 一般廃棄物の処理施設を設置する場合は、その処理施設の概要

2 前項の協議を開始する時期は、別表第2左欄に掲げる対象事業の種類ごとに、同表右欄に掲げる時期とする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(身分を示す証明書)

第90条 条例第76条第2項に規定する証明書の様式は、第64号様式のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(廃棄物管理指導員)

第91条 条例第77条の廃棄物管理指導員は、省令第16条の規定に準ずる資格を有する職員のうちから、区長が任命する。

2 前項の廃棄物管理指導員が携帯する証明書は、廃棄物管理指導員証(第65号様式)のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

(環境衛生指導員)

第92条 浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を担当させるため、法第20条の規定により、環境衛生指導員を置く。

2 前項の環境衛生指導員は、省令第16条に規定する資格を有する職員のうちから、区長が任命する。

3 第1項の環境衛生指導員が携帯する証明書は、環境衛生指導員証(第66号様式)のとおりとする。

追加〔平成18年規則49号〕

(技術管理者の資格)

第93条 条例第78条第2項第4号の規則で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 2年以上前条第1項の環境衛生指導員の職にあった者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。第3号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。第3号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。第5号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する

る科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

追加〔平成24年規則105号〕

(委任)

第94条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成18年規則49号・24年105号〕

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(世田谷区リサイクル条例施行規則の廃止)

第2条 世田谷区リサイクル条例施行規則(平成8年3月世田谷区規則第27号)は、廃止する

(処分、申請等に関する経過措置)

第3条 この規則の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成5年東京都規則第14号。以下「都規則」という。)の規定により東京都知事がした承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの規則の施行の際現に東京都知事に対して行っている承認の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、区長がした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

- 2 この規則の施行前に都規則の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この規則の相当規定を適用する。

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

第4条 条例附則第8条の規定による一般廃棄物処理業の許可手数料の減額及び免除は、次により行うものとする。

- (1) 他の特別区に同時に許可申請する場合で、本区における一般廃棄物の処理量がいずれかの当該他の特別区の一般廃棄物の処理量より少ない場合 免除
- (2) 他の特別区で許可を受けている事業範囲及び許可期限で、許可申請をする場合 免除
- (3) 前2号に準ずるものとして、区長が許可手数料を減額し、又は免除することが相当であると認める場合 減額又は免除

(残存用紙に関する経過措置)

第5条 この規則の施行の際、都規則及び附則第2条の規定による廃止前の世田谷区リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成13年3月30日規則第40号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成13年5月31日規則第76号)

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第24号様式の規定に基づき作成された様式の内紙

で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第41号様式及び第42号様式による用紙を用いて作成され、交付されている証明書は、それぞれこの規則による改正後の第41号様式及び第42号様式による用紙を用いて作成され、交付されている証明書とみなす。

附 則（平成14年3月25日規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第34号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第120号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第41号様式及び第42号様式による用紙を用いて作成され、交付されている証明書は、それぞれこの規則による改正後の第41号様式及び第42号様式による用紙を用いて作成され、交付されている証明書とみなす。

附 則（平成15年12月9日規則第122号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第58条第2項第1号及び第5項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第56条に1項を加える改正規定は、平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（一般廃棄物処理業に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第29号様式及び第30号様式並びに第41号様式及び第42号様式による用紙を用いて作成され、交付されている許可証及び証明書は、それぞれこの規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第29号様式及び第30号様式並びに第64号様式及び第65号様式による用紙を用いて作成され、交付されている許可証及び証明書とみなす。

（世田谷区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則の廃止）

- 3 世田谷区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則（平成12年3月世田谷区規則第40号）は、廃止する。

（浄化槽清掃業に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則第7号様式及び第31号様式による用紙を用いて作成され、交付されている許可証及び証明書は、それぞれ新規則第55号様式及び第66号様式による用紙を用いて作成され、交付されている許可証及び証明書とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第77号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第48条第1項及び第15号様式の改正規定は公布の日から、附則第4項の規定は同年3月21日から施行する。

- 2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第51条の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合に添付する有料粗大ごみ処理券の交付について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合に添付する有料粗大ごみ処理券の交付については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第1の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 4 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例（平成19年10月世田谷区条例第48号）附則第3項の規定により有料ごみ処理券を交付する場合は、第1項の規定にかかわらず、新規則第52条に規定する種別及び用途に従い、新規則第20号様式から第23号様式までの規定に基づき作成された有料ごみ処理券を交付する。この場合の廃棄物処理手数料は、新規則第53条の表中欄に掲げる額を徴収する。
- 5 この規則の施行の際、この規則による改正前の第15号様式の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第47号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第55条第3号の改正規定は公布の日から、第51条及び別表第1（持込単価に係る部分に限る。）の改正規定並びに附則第3項の規定は平成20年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1（持込単価に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の別表第1（持込単価に係る部分に限る。）の規定は、平成20年5月1日以後に区長が電話等で申込みを受け、同日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成21年2月27日規則第10号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第33号様式、第35号様式及び第36号様式の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年1月31日規則第2号）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式、第6号様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年12月10日規則第105号）

- 1 この規則は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第93条を第94条とし、第92条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第51条の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合に添付する有料粗大ごみ処理券の交付について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合に添付する有料粗大ごみ処理券の交付については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規則第69号）

1 この規則は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日規則第82号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第55条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月30日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第16号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第37号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年10月30日規則第83号）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第59号）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第115号）

1 この規則は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第51条の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合に添付する有料粗大ごみ処理券の交付について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合に添付する有料ごみ処理券の交付については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定は、施行日以後に区長が粗大ごみを収集し、及び運搬する場合の廃棄物処理手数料について適用する。ただし、当該収集及び運搬が施行日前に区長が電話等で申込みを受けたものに係る場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第87号）

1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条の規定にかかわらず、新規則第6条に規定する事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のものに限る。）の所有者については、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第20条第3項の再利用に関する計画（平成30年度に係るものに限る。）の作成及び提出を要しない。

3 新規則第10条の規定にかかわらず、新規則第6条に規定する事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの及び当該床面積の合計が1,000平方メートル未満の特定商業施設（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第2条第7号に規定する特定商業施設をいう。）に限る。）の建設者については、施行日から平成31年3月31日までの間に同条例第7条第2項各号のいずれかの行為を行う場合に限り、世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第6項の規定による届出を要しない。



4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、平成31年3月31日までの間、使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第53号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日規則第134号）

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定は、施行日以後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第2項各号のいずれかの行為に係る建築物について適用し、施行日前の当該行為に係る建築物については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第47号）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定は、施行日以後の浄化槽の使用の休止、再開又は廃止について適用し、施行日前の浄化槽の使用の休止、再開又は廃止については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月30日規則第111号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日規則第119号）

1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年9月30日規則第118号）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年12月28日規則第119号）

1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第55条各号列記以外の部分の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、同年2月1日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（以下「新規則」という。）第51条の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る有料粗大ごみ処理券の交付について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る有料粗大ごみ処理券の交付については、なお従前の例による。

3 新規則第55条第2項の規定は、令和5年2月1日以後に行われる動物の死体の届出に係る世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第57条に規定する動物死体処理手数料について適用する。

4 新規則別表第1の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第44条関係）

粗大ごみの廃棄物処理手数料

種目	番号	品目	通常単価	持込単価
電気・ガス・石油器具	1	ミシン（卓上式のもの）	800円	400円
	2	ミシン（卓上式以外のもの）	2,000円	1,000円
	3	ガステーブル又はガスこんろ	400円	200円
	4	電子レンジ	800円	400円
	5	ガスオーブン	1,200円	600円
	6	食器洗い乾燥機	1,200円	600円

	7	湯沸器	800円	400円
	8	ふろがま	1,200円	600円
	9	ストーブ（ファンヒーターを除く。）	400円	200円
	10	ストーブ（ファンヒーターに限る。）	800円	400円
	11	扇風機	400円	200円
	12	除湿器	400円	200円
	13	換気扇	400円	200円
	14	電気掃除機	400円	200円
	15	照明器具	400円	200円
	16	ステレオセット（幅が50センチメートル以下のもの）	400円	200円
	17	ステレオセット（幅が50センチメートルを超え90センチメートル以下のもの）	800円	400円
	18	ステレオセット（幅が90センチメートルを超えるもの）	2,000円	1,000円
	19	カラオケ演奏装置（最長辺が60センチメートル以下のもの）	800円	400円
	20	カラオケ演奏装置（最長辺が60センチメートルを超えるもの）	2,000円	1,000円
	21	スピーカー（最長辺が50センチメートル以下のもの1個）	400円	200円
	22	スピーカー（最長辺が50センチメートルを超えるもの1個）	800円	400円
	23	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	400円	200円
	24	ビデオデッキ、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー又はHDDレコーダー	400円	200円
家具・寝具	1	こたつ板	400円	200円
	2	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートル以下のもの）	400円	200円
	3	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートルを超え200センチメートル以下のもの）	800円	400円
	4	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超え270センチメートル以下のもの）	1,200円	600円
	5	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が270センチメートルを超えるもの）	2,000円	1,000円
	6	テーブル又は座卓（電気こたつを含む。以下同じ。）（最長辺が80センチメートル以下のもの）	400円	200円
	7	テーブル又は座卓（最長辺が80センチメートルを超え160センチメートル以下のもの）	800円	400円
	8	テーブル又は座卓（最長辺が160センチメートルを超えるもの）	1,200円	600円
	9	応接用いす（1人用のもの）	800円	400円
	10	応接用いす（2人用のもの）	1,200円	600円
	11	応接用いす（3人以上用のもの）	2,000円	1,000円
	12	いす（応接用いすを除く。）	400円	200円
	13	鏡台、ドレッサー又は三面鏡	1,200円	600円
	14	袖なし机	800円	400円
	15	片袖机	1,200円	600円
	16	両袖机	2,800円	1,400円

	17	敷物（広さが2畳以下のもの）	400円	200円
	18	敷物（広さが2畳を超え6畳以下のもの）	800円	400円
	19	敷物（広さが6畳を超えるもの）	1,200円	600円
	20	アコーディオンカーテン	800円	400円
	21	ブラインド	400円	200円
	22	ベッドマット	1,200円	600円
	23	シングルベッド又はセミダブルベッド（ベッドマットを除く。）	1,200円	600円
	24	ダブルベッド（ベッドマットを除く。）	2,000円	1,000円
	25	布団	400円	200円
オフィスオートメーション機器	1	ワードプロセッサ（ノート型のもの）	400円	200円
	2	ワードプロセッサ（ノート型以外のもの）	800円	400円
	3	プリンター（小型のもの又は卓上型のもの）	400円	200円
	4	ファクシミリ付電話	400円	200円
	5	コピー機（高さが50センチメートル以下のもの）	800円	400円
	6	その他のもの	1,200円	600円
趣味用品	1	オルガン	2,000円	1,000円
	2	スキー板	400円	200円
	3	ゴルフ用具	400円	200円
	4	サーフボード	400円	200円
	5	サイクリングマシーン（自転車を除く。）	1,200円	600円
	6	ローイングマシーン	800円	400円
	7	ランニングマシーン	2,000円	1,000円
	8	ぶら下がり健康器	800円	400円
その他	1	スーツケース	400円	200円
	2	編み機	800円	400円
	3	流し台	1,200円	600円
	4	ガス台（調理台を含む。）	800円	400円
	5	米びつ	400円	200円
	6	浴槽	1,200円	600円
	7	洗面化粧台	1,200円	600円
	8	畳	1,200円	600円
	9	建具（アルミサッシ及びガラス戸を除く。）	400円	200円
	10	建具（アルミサッシ又はガラス戸に限る。）	800円	400円
	11	物干し台（コンクリート製の土台が付いていないもの）	400円	200円
	12	物干し台（コンクリート製の土台が付いているもの1台）	1,200円	600円
	13	物置（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートル以下のもの）	800円	400円
	14	物置（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超えるものであって、解体した状態にあるもの）	2,000円	1,000円
	15	仏壇（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートル以下のもの）	400円	200円
	16	仏壇（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートルを超え200センチメートル以下のもの）	800円	400円
	17	仏壇（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超え270センチメートル以下のもの）	1,200円	600円
	18	仏壇（最長辺とその次に長い辺の合計が270センチメートル以下のもの）	2,000円	1,000円

	ルを超えるもの)		
19	ペット小屋	1,200円	600円
20	水槽（最長辺が60センチメートル以下のもの）	400円	200円
21	水槽（最長辺が60センチメートルを超えるもの）	800円	400円
22	自転車（タイヤの径が16インチ以下のもの）	400円	200円
23	自転車（タイヤの径が16インチを超えるもの）	800円	400円
24	脚立	400円	200円
25	子供用遊具（ブランコ、滑り台、トランポリン及び室内用ジャングルジムを除く。）	400円	200円
26	子供用遊具（ブランコ、滑り台、トランポリン又は室内用ジャングルジムに限る。）	800円	400円
27	乳児用具（ベビーベッド及びベビーカー（2人以上用のもの）を除く。）	400円	200円
28	乳児用具（ベビーベッド又はベビーカー（2人以上用のもの）に限る。）	800円	400円
29	その他のもの	400円	200円

注 令和4年12月28日規則第119号により、令和5年10月1日から施行  
同条の表を次のように改める。

種目	番号	品目	通常単価	持込単価
電気・ガス・石油器具	1	ミシン（卓上式のもの）	900円	400円
	2	ミシン（卓上式以外のもの）	2,300円	1,100円
	3	ガステーブル又はガスこんろ	400円	200円
	4	電子レンジ	900円	400円
	5	炊飯器	400円	200円
	6	オーブントースター	400円	200円
	7	食器洗い乾燥機	1,300円	600円
	8	暖房器具（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	9	暖房器具（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	10	扇風機	400円	200円
	11	除湿器（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	12	除湿器（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	13	加湿器	400円	200円
	14	掃除機	400円	200円
	15	照明器具	400円	200円
	16	ステレオセット（幅が50センチメートル以下のもの）	400円	200円
	17	ステレオセット（幅が50センチメートルを超え90センチメートル以下のもの）	900円	400円
	18	ステレオセット（幅が90センチメートルを超えるもの）	2,300円	1,100円

	19	スピーカー（最長辺が50センチメートル以下のもの1個）	400円	200円
	20	スピーカー（最長辺が50センチメートルを超えるもの1個）	900円	400円
	21	オーディオ機器（単体のもの。スピーカーを除く。）	400円	200円
	22	ビデオデッキ、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー又はHDDレコーダー	400円	200円
家具・寝具	1	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートル以下のもの）	400円	200円
	2	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートルを超え200センチメートル以下のもの）	900円	400円
	3	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超え270センチメートル以下のもの）	1,300円	600円
	4	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が270センチメートルを超えるもの）	2,300円	1,100円
	5	テーブル又は座卓（電気こたつを含む。以下同じ。）（最長辺が80センチメートル以下のもの）	400円	200円
	6	テーブル又は座卓（最長辺が80センチメートルを超え160センチメートル以下のもの）	900円	400円
	7	テーブル又は座卓（最長辺が160センチメートルを超えるもの）	1,300円	600円
	8	ソファ（幅が70センチメートル以下のもの）	900円	400円
	9	ソファ（幅が70センチメートルを超え150センチメートル以下のもの）	1,300円	600円
	10	ソファ（幅が150センチメートルを超えるもの）	2,300円	1,100円
	11	いす（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	12	いす（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	13	姿見	400円	200円
	14	パイプハンガー	400円	200円
	15	袖なし机	900円	400円
	16	片袖机	1,300円	600円
	17	両袖机	3,200円	1,600円
	18	敷物（広さが2畳以下のもの）	400円	200円
	19	敷物（広さが2畳を超え6畳以下のもの）	900円	400円
	20	敷物（広さが6畳を超えるもの）	1,300円	600円
	21	アコーディオンカーテン	900円	400円
	22	ブラインド	400円	200円
	23	ベッドマット	1,300円	600円

	24	ベッド（シングルサイズ又はセミダブルサイズのもの）	1,300円	600円
	25	ベッド（ダブルサイズ以上のもの）	2,300円	1,100円
	26	布団	400円	200円
オフィスオートメーション機器	1	プリンター又はコピー機（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	2	プリンター又はコピー機（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	3	ファクシミリ付電話	400円	200円
趣味用品	1	スキー板	400円	200円
	2	ゴルフ用具	400円	200円
その他	1	スーツケース	400円	200円
	2	畳	1,300円	600円
	3	物干し台（コンクリート製の土台が付いていないもの）	400円	200円
	4	物干し台（コンクリート製の土台が付いているもの）	1,300円	600円
	5	水槽（最長辺が60センチメートル以下のもの）	400円	200円
	6	水槽（最長辺が60センチメートルを超えるもの）	900円	400円
	7	自転車（タイヤの径が16インチ以下のもの）	400円	200円
	8	自転車（タイヤの径が16インチを超えるもの）	900円	400円
	9	電動アシスト自転車	1,300円	600円
	10	脚立	400円	200円
	11	ベビーカー（1人用のもの）	400円	200円
	12	ベビーカー（2人以上用のもの）	900円	400円
	13	ベビーベッド	900円	400円
	14	ごみ箱	400円	200円

備考 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る通常単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。ただし、占有者が粗大ごみを区長が指定する施設に運搬して排出する場合の廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る持込単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

全部改正〔平成25年規則69号〕、一部改正〔平成28年規則115号・令和4年119号〕

別表第2（第89条関係）

大規模な市街地開発事業の協議開始時期

対象事業の種類	協議開始時期
第88条第1号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく公告 2 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項又は第51条の2第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第2号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前

第88条第3号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第4号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告 2 都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第5号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第6号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告 2 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第33条第1項又は第37条第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第7号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第8号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第9号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前

一部改正〔平成18年規則49号・19年33号〕

様式省略

## 4 世田谷区組織規則(抄)

(清掃・リサイクル部の各課の分掌事務等)

第21条 清掃・リサイクル部の各課及び係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

### 管理課

#### 調整係

- (1) 部内の調整に関する事。
- (2) 部の事務事業の進行管理に関する事。
- (3) 部の事務改善に関する事。
- (4) 清掃事務所との連絡調整に関する事。
- (5) 部に係る公有財産の管理に係る事務の調整に関する事。
- (6) 東京23区廃棄物情報管理システムに関する事。
- (7) 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関する事。
- (8) 廃棄物処理手数料の総括に関する事。
- (9) 有料ごみ処理券に係る事務の調整に関する事。
- (10) 部の予算、決算及び会計に関する事。
- (11) 清掃事務所等の整備に関する事。
- (12) 事業課及び事務調整担当係長に属しない事。

#### 事務調整担当係長

- (1) 清掃・リサイクル審議会に関する事。
- (2) 部内の職員の安全衛生に関する事。

### 事業課

#### 普及啓発担当係長

- (1) 清掃・リサイクル事業の普及及び啓発並びに環境学習に関する事。
- (2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動の支援に関する事。
- (3) 清掃・リサイクル事業に係る普及啓発を行うための施設の整備、改修及び管理運営に関する事。
- (4) 課内他の担当係長に属しない事。

#### 事業担当係長

- (1) 廃棄物の収集及び運搬並びに資源の再利用に係る作業計画に関する事。
- (2) 清掃事務所及び中継所の管理運営に係る調整に関する事。
- (3) 作業用自動車の配置に関する事。
- (4) 家庭から排出される動物死体の処理に係る調整に関する事。
- (5) 資源回収に関する事。
- (6) 区民による資源の集団回収活動の支援に関する事。
- (7) リサイクル施設の整備、改修及び管理運営に関する事。
- (8) 適正処理困難物に関する事。

#### 計画担当係長

- (1) 清掃・リサイクル事業に係る計画、調整及び進行管理に関する事。

#### 指導許可担当係長

- (1) 大規模排出事業者等に係る再利用計画及び排出指導等に関する事。
- (2) 排出指導に係る清掃事務所との事務の調整に関する事。
- (3) 廃棄物管理指導員の設置に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事。
- (5) 浄化槽設置届の受理及び指導に関する事。
- (6) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事。
- (7) 浄化槽清掃経費の助成に関する事。



## 5 世田谷区清掃事務所処務規程

平成12年4月1日訓令甲第38号  
改正 平成13年3月28日訓令甲第6号  
平成18年3月31日訓令甲第22号  
平成22年3月31日訓令甲第9号  
平成26年3月26日訓令甲第3号  
平成30年3月30日訓令甲第22号

(掌理事項)

第1条 世田谷区清掃事務所(以下「事務所」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び世田谷区清掃・リサイクル条例の施行その他廃棄物の収集及び運搬並びに資源の再利用に係る作業(以下「清掃作業」という。)の実施に関する事。
- (2) 庁有自動車(清掃・リサイクル事業に係るものに限る。)の運営、管理及び修理に関する事。
- (3) 清掃作業用危険物の取締りに関する事(砧清掃事務所に限る。)
- (4) ごみの減量及び資源の有効利用に係る地域活動の支援及び啓発に関する事。

一部改正〔平成18年訓令甲22号〕

(所管区域)

第2条 事務所の所管区域は、別表のとおりとする。

(係の設置)

第3条 事務所に次の係を置く。

管理係

作業・ごみ減量係

一部改正〔平成26年訓令甲3号〕

(職)

第4条 事務所に所長を置く。

- 2 係に係長を置く。
- 3 事務所に担当係長を置くことができる。
- 4 係に主査を置くことができる。
- 5 前各項の職のほか、事務所に必要な職を置く。

(職員の資格等)

第5条 所長は、副参事のうちから区長が命ずる。

- 2 係長、担当係長及び主査は、係長相当職の主事のうちから区長が命ずる。
- 3 前2項の職員以外の職員は、区に勤務する職員のうちから区長が命ずる。

(職責)

第6条 所長は、上司の命を受け、その事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。
- 3 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
- 4 主査は、上司の命を受け、その係の事務のうち、専門的な事務等を処理する。
- 5 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、その事務所の事務に従事する。

一部改正〔平成30年訓令甲22号〕

(分掌事務)

第7条 事務所の係の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 事務所に係る公有財産の管理に関する事。
- (2) 希望丘中継所の施設の維持管理に関する事(砧清掃事務所に限る。)
- (3) 廃棄物処理手数料徴収事務委託契約に関する事。
- (4) 事務所の事務事業の連絡及び調整に関する事。
- (5) 事務所の安全衛生委員会に関する事。
- (6) 事務所の職員の人事、給与及び研修に関する事。
- (7) 事務所の職員の福利厚生に関する事。

- (8) 事務所の文書管理に関すること。
- (9) 事務所の予算、決算及び会計に関すること。
- (10) 作業・ごみ減量係に属しないこと。

作業・ごみ減量係

- (1) 清掃作業の実施に関すること。
- (2) 廃棄物排出量の算定に関すること。
- (3) 廃棄物処理手数料の徴収並びに減額及び免除に関すること。
- (4) 清掃作業用自動車の管理に係る調整に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (5) 清掃作業用自動車の運営管理及び修理に関すること。
- (6) 庁有自動車（清掃・リサイクル事業に係るものに限る。）の購入、廃車等に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (7) 庁有自動車（清掃・リサイクル事業に係るものに限る。）に係る事故の防止及び事故処理に関すること。
- (8) 清掃作業用自動車（雇上げのものに限る。）に係る事故の防止及び事故処理の指導に関すること。
- (9) 清掃作業用燃料等の管理に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (10) 清掃作業上の事故の防止及び事故処理に関すること。
- (11) 家庭から排出される動物死体の処理に関すること。
- (12) 大規模排出事業者等の再利用計画及び排出指導等に関すること。
- (13) 廃棄物及び資源の排出指導に関すること。
- (14) 廃棄物管理指導員証の交付に関すること。
- (15) 粗大ごみの積替えに関すること（玉川清掃事務所及び砧清掃事務所に限る。）。
- (16) 清掃作業に係る統計に関すること。
- (17) 希望丘中継所の作業計画の策定及び運営に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (18) ごみの減量及びリサイクルの推進に関する活動を行う団体等の支援に関すること。
- (19) 環境学習の支援及び実施に関すること。
- (20) ごみ減量・リサイクル地域推進会議等に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、清掃作業、ごみの減量及び資源の有効利用に関すること。

一部改正〔平成13年訓令甲6号・18年22号・22年9号・26年3号〕

（所長の決定対象事案）

第8条 所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事務所の事業に係る実施計画に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の減額又は免除に関すること。

（事案決定の臨時代行）

第9条 所長が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、あらかじめ所長の指定する課長補佐（世田谷区統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区訓令甲第1号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。）（課長補佐を指定していない場合にあっては、あらかじめ所長の指定する係長又は担当係長）が事案決定を代行する。

一部改正〔平成30年訓令甲22号〕

（準用）

第10条 前2条に定めるもののほか、事案の決定手続については、世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）を準用する。

（事業報告等）

第11条 所長は、毎月5日までに次の事項について、上司に報告しなければならない。

- (1) 前月分の事業の実績及び概要
- (2) 前月分の職員の勤務状況

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度上司に報告しなければならない。

附 則（平成13年3月28日訓令甲第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令甲第22号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日訓令甲第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第22号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所管区域
世田谷区 世田谷清掃事務所	池尻一丁目 池尻二丁目 池尻三丁目 池尻四丁目 三宿一丁目 三宿二丁目 太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目 三軒茶屋二丁目 若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目 宮坂一丁目 宮坂二丁目 宮坂三丁目 桜丘一丁目 桜丘二丁目 桜丘三丁目 桜丘四丁目 桜丘五丁目 経堂一丁目 経堂二丁目 経堂三丁目 経堂四丁目 経堂五丁目 下馬一丁目 下馬二丁目 下馬三丁目 下馬四丁目 下馬五丁目 下馬六丁目 野沢一丁目 野沢二丁目 野沢三丁目 野沢四丁目 上馬一丁目 上馬二丁目 上馬三丁目 上馬四丁目 上馬五丁目 駒沢一丁目 駒沢二丁目 代田一丁目 代田二丁目 代田三丁目 代田四丁目 代田五丁目 代田六丁目 梅丘一丁目 梅丘二丁目 梅丘三丁目 豪徳寺一丁目 豪徳寺二丁目 代沢一丁目 代沢二丁目 代沢三丁目 代沢四丁目 代沢五丁目 羽根木一丁目 羽根木二丁目 大原一丁目 大原二丁目 北沢一丁目 北沢二丁目 北沢三丁目 北沢四丁目 北沢五丁目 松原一丁目 松原二丁目 松原三丁目 松原四丁目 松原五丁目 松原六丁目 赤堤一丁目 赤堤二丁目 赤堤三丁目 赤堤四丁目 赤堤五丁目 桜上水一丁目 桜上水二丁目 桜上水三丁目 桜上水四丁目 桜上水五丁目
世田谷区 玉川清掃事務所	東玉川一丁目 東玉川二丁目 奥沢一丁目 奥沢二丁目 奥沢三丁目 奥沢四丁目 奥沢五丁目 奥沢六丁目 奥沢七丁目 奥沢八丁目 玉川田園調布一丁目 玉川田園調布二丁目 玉堤一丁目 玉堤二丁目 等々力一丁目 等々力二丁目 等々力三丁目 等々力四丁目 等々力五丁目 等々力六丁目 等々力七丁目 等々力八丁目 尾山台一丁目 尾山台二丁目 尾山台三丁目 上野毛一丁目 上野毛二丁目 上野毛三丁目 上野毛四丁目 野毛一丁目 野毛二丁目 野毛三丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 中町四丁目 中町五丁目 上用賀一丁目 上用賀二丁目 上用賀三丁目 上用賀四丁目 上用賀五丁目 上用賀六丁目 用賀一丁目 用賀二丁目 用賀三丁目 用賀四丁目 玉川一丁目 玉川二丁目 玉川三丁目 玉川四丁目 瀬田一丁目 瀬田二丁目 瀬田三丁目 瀬田四丁目 瀬田五丁目 玉川台一丁目 玉川台二丁目 駒沢三丁目 駒沢四丁目 駒沢五丁目 駒沢公園 新町一丁目 新町二丁目 新町三丁目 桜新町一丁目 桜新町二丁目 深沢一丁目 深沢二丁目 深沢三丁目 深沢四丁目 深沢五丁目 深沢六丁目 深沢七丁目 深沢八丁目
世田谷区 砧清掃事務所	成城一丁目 成城二丁目 成城三丁目 成城四丁目 成城五丁目 成城六丁目 成城七丁目 成城八丁目 成城九丁目 祖師谷一丁目 祖師谷二丁目 祖師谷三丁目 祖師谷四丁目 祖師谷五丁目 祖師谷六丁目 千歳台一丁目 千歳台二丁目 千歳台三丁目 千歳台四丁目 千歳台五丁目 千歳台六丁目 船橋一丁目 船橋二丁目 船橋三丁目 船橋四丁目 船橋五丁目 船橋六丁目 船橋七丁目 喜多見一丁目 喜多見二丁目 喜多見三丁目 喜多見四丁目 喜多見五丁目 喜多見六丁目 喜多見七丁目 喜多見八丁目 喜多見九丁目 宇奈根一丁目 宇奈根二丁目 宇奈根三丁目 鎌田一丁目 鎌田二丁目 鎌田三丁目 鎌田四丁目 岡本一丁目 岡本二丁目 岡本三丁目 大蔵一丁目 大蔵二丁目 大蔵三丁目 大蔵四丁目 大蔵五丁目 大蔵六丁目 砧一丁目 砧二丁目 砧三丁目 砧四丁目 砧五丁目 砧六丁目 砧七丁目 砧八丁目 砧公園 上北沢一丁目 上北沢二丁目 上北沢三丁目 上北沢四丁目 上北沢五丁目 八幡山一丁目 八幡山二丁目 八幡山三丁目 上祖師谷一丁目 上祖師谷二丁目 上祖師谷三丁目 上祖師谷四丁目 上祖師谷五丁目 上祖師谷六丁目 上祖師谷七丁目 粕谷一丁目 粕谷二丁目 粕谷三丁目 粕谷四丁目 給田一丁目 給田二丁目 給田三丁目 給田四丁目 給田五丁目 南鳥山一丁目 南鳥山二丁目 南鳥山三丁目 南鳥山四丁目 南鳥山五丁目 南鳥山六丁目 北鳥山一丁目 北鳥山二丁目 北鳥山三丁目 北鳥山四丁目 北鳥山五丁目 北鳥山六丁目 北鳥山七丁目 北鳥山八丁目 北鳥山九丁目

## 資料2 世田谷区分別収集計画（第9期）

（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））

（令和元年6月策定）

### 1 計画策定の意義

世田谷区は、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指した取組みを進めることを掲げている。

これまで本区は、計画に基づく諸施策を実施し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）も活用しながら、清掃・リサイクル事業を推進してきた。

本計画は、平成29年度（2017年度）を初年度とする第8期分別収集計画に基づく取組みの成果等を踏まえ、法第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集を行うにあたり、区民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）区民・事業者主体による取組みを推進する。
- （2）拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する。
- （3）環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とし、令和4年度（2022年度）に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
容器包装廃棄物	56,807	57,103	57,494	58,046	58,299

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき次の施策を実施する。なお、実施にあたっては、区民、生産・販売事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から適切に役割を分担し、相互の連携を図る。

### (1) 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

- ・粗大リユース品の展示・提供や、各種修理講座等の更なる拡充
- ・リユースショップやNPO団体等が主催するフリーマーケットなど、民間等の取組みに関する情報提供の充実
- ・区民相互の不用品情報交換や、学習会など、主体的な2R行動の促進
- ・区民団体の育成や活動しやすい環境の整備

### (2) 分別の徹底とリサイクルの推進

- ・資源再利用活動団体への活動支援
- ・拡大生産者責任に基づく、事業者の独自回収に向けた取組みの促進
- ・安定的かつ効率的な行政による資源回収の推進
- ・区施設での拠点回収の拡充
- ・事業系リサイクルシステム等の活用による自主回収の促進
- ・区施設から排出されるごみの資源化の更なる促進

### (3) 情報提供と意識啓発の推進

- ・「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布によるごみ減量・適正排出の周知
- ・不動産会社や集合住宅等管理組合と連携した分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・外国人等への分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・事業者向けの「事業系一般廃棄物ガイドブック」の作成・配布
- ・地域のごみ減量・リサイクル推進委員と連携した普及啓発活動の実施
- ・児童・生徒向けの環境学習プログラムの実施
- ・町会、自治会など、各種団体が開催する学習会等への講師派遣
- ・事業者、大学等との連携による主体的3R行動の促進

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分**

(法第8条第2項第3号)

再商品化計画や処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料・しょう油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「その他のプラスチック製容器包装」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
主としてスチール製の容器	933		903		875		850		822	
主としてアルミ製の容器	1,520		1,545		1,573		1,605		1,629	
無色のガラス製容器	(合計) 2,341		(合計) 2,289		(合計) 2,241		(合計) 2,200		(合計) 2,147	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	-	2,341	-	2,289	-	2,241	-	2,200	-	2,147
茶色のガラス製容器	(合計) 1,208		(合計) 1,218		(合計) 1,230		(合計) 1,245		(合計) 1,253	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,015	193	1,023	195	1,033	197	1,046	199	1,053	200
その他の色のガラス製容器	(合計) 4,303		(合計) 4,387		(合計) 4,478		(合計) 4,583		(合計) 4,663	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4,303	-	4,387	-	4,478	-	4,583	-	4,663	-
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	22		22		22		22		22	
主として段ボール製の容器	11,560		11,835		12,132		12,470		12,745	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 2,652		(合計) 2,781		(合計) 2,920		(合計) 3,073		(合計) 3,217	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2,652	-	2,781	-	2,920	-	3,073	-	3,217	-
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 18		(合計) 17		(合計) 17	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	17	1	17	1	17	1	16	1	16
(うち、白色トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
合計	24,557		24,998		25,489		26,065		26,515	

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 過去の実績を参考にした区民1人1日あたりのごみ排出量、資源回収量の算定

[基礎数値の設定]

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

ア) 平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの可燃ごみ・不燃ごみ収集量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人あたりの排出量を算出し、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

イ) 各年度の家庭ごみ組成分析調査の組成割合を乗じ、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の排出源単位(区民1人1日あたりの排出量)を算出する。

②資源として回収した各容器包装廃棄物の量

資源として回収した平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの各容器包装廃棄物の量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人1日あたりの回収量を算出し、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

(2) 平成31年度以降のごみ排出量、資源回収量の推計

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

(1) ①で算出した可燃ごみ・不燃ごみに含まれる容器包装廃棄物の割合を将来人口推計(※注1)による将来人口及び年間日数を乗じて算出する。

②資源として回収する各容器包装廃棄物の量

平成30年度(2018年度)における区民1人1日あたりの回収量を基本に、(1)②で算出した平均増減率、将来人口推計(※注1)による将来人口及び年間日数を乗じ、品目別回収見込み量を算出する。

※1 平成29年7月政策経営部政策研究・調査課作成「世田谷区将来人口推計」を基にした人口推計値



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の回収については、区として分別回収及びその補完機能として公共施設等での拠点回収を実施する。

また、町会・自治会、PTA、集合住宅管理組合等などによる集団回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん	区による分別回収	区
		地域団体による集団回収	民間事業者
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック	区による拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
段ボール	段ボール	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
ペットボトル	ペットボトル	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	区による拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	区による拠点回収	区
		地域団体による集団回収	民間事業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	プラスチック コンテナ又は 袋	2 t 平ボディ車	民間の中間処理 施設
無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他の色のガラス製の容器	ガラスびん			区資源循環センター
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック	回収ボックス		民間の中間処理 施設
段ボール	段ボール	紐結束	2 t パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス 又は袋等		
白色の発泡スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	回収ボックス	2 t 平ボディ車	
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	回収員手渡し 方式		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

### (1) 集団回収の拡大

区民の自主的な資源再生利用活動を支援し、町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけ、面的拡大を図る中で、行政回収から区民主体の資源回収への移行を図る。

### (2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指し、区長の附属機関として設置した清掃・リサイクル審議会において、廃棄物の減量や適正処理に関する重要事項の調査審議を行う。

### (3) ごみ減量・リサイクル推進委員会

ごみの減量やリサイクルを推進する区民組織である「ごみ減量・リサイクル推進委員会」の活動を支援し、区民の主体的な取組みの促進を図る。

### 資料3 令和5年度一般廃棄物処理実施計画（世田谷区告示第280号）

世田谷区告示第280号

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第25条の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

## 別表

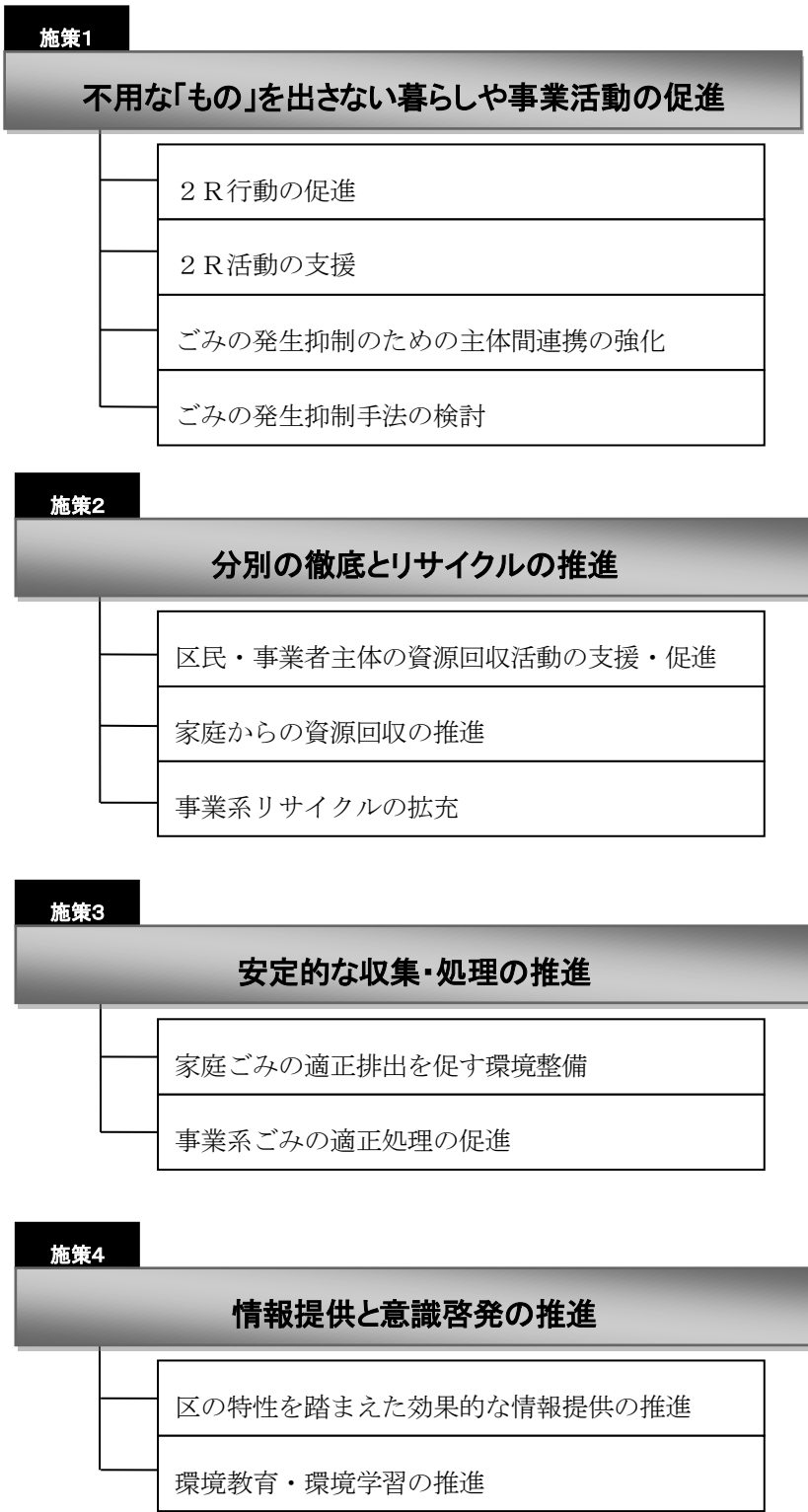
### 令和5年度一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域 世田谷区

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) ごみ        | 225,967トン<br>(日量 733トン)     |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 939キロリットル<br>(日量 3.8キロリットル) |
| (3) 動物死体      | 789頭<br>(日量 3頭)             |

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項



4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例52号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物	可燃ごみ(資源を除く。)	121,587ト(日量392トン)	世田谷区全域	世田谷区が原則として週2回収集する。	自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に規定する収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所(原則としてそれを利用しようとする区民等が協議のうえ位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。)へ排出すること。ただし、一時多量及び臨時に排出する場合は、あらかじめ区長に申告し、その指示に従わなければならない。別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。可燃ごみ又は不燃ごみについては、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号。以下「規則」という。)第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、単身世帯、共働き世帯等であって容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙パック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙パックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものとし、キャップ等を除去し、洗浄してから世田谷区が資源・ごみ集積所に配付する資源回収容器の中に、又は規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから規則第27条第2項の基準に適合した袋又は定められたペットボトル回収袋により排出すること。なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。
	不燃ごみ(資源を除く。)	4,176ト(日量15トン)		世田谷区が原則として月2回収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能な物については、再商品化事業者等に引き渡す。その他の物については、原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	
	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	26,506ト(日量86トン)	古紙、ガラスびん及び缶については、世田谷区が原則として週1回収集する。	ペットボトルについては、世田谷区が原則として、月2回収集する。	世田谷区が管理する資源化施設及び民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者等に引き渡す。		
	2,486ト(日量9トン)						

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	粗大ごみ（一辺の最も長い寸法が30cmを超える耐久消費財を中心とする廃棄物（板状・箱状の物の場合は一辺の長さが30cm超200cm以下、中身の詰まっている柱・棒状の物の場合は直径10cm超30cm以下、長さ50cm超200cm以下のものを対象とする。）をいう。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）	8,588 <sup>ト</sup> (日量28トン)		区民の申告に基づき世田谷区が収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した資源化が可能な物については、資源化処理事業者等へ引き渡す。その他の物については、原則として、東京都二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付し定められた日に排出すること。転居する者は転居に伴い発生する粗大ごみを、計画的に上記の方法により排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるアスベストやポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）等の有害物質含有部位は、除去すること。 また、あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、粗大ごみ有料ごみ処理券を添付し、区長の指定する施設に運搬して排出することもできる。
	転居廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第10号に規定するものが収集し、又は運搬する廃棄物をいう。ただし、資源有効利用促進法第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）	—	世田谷区全域（転居する者が引越荷物運送業者に処理を委任した場合に限る。）	転居する者から処理を委任された引越荷物運送業者が、転居廃棄物を収集し、自ら管理する収集区域内の保管倉庫まで運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け運搬する。		東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋め立てる他、一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	転居する者は、やむをえない事情により引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者に交付しなければならない。 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（粗大ごみ破碎処理施設に転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたものを搬入しようとする者に限る。）に収集運搬を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所に、倉庫の登録をしなければならない。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
資源有効利用促進法に規定する製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンディショナー等（特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する製品をいう。)	—	世田谷区全域	区民自らが、特定家庭用機器の製造等を業として行う者(以下、「製造業者等」という。)が設置する指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下、「家電リサイクル法」という。)第9条の規定による小売業者及び小売業者の引取義務のないものは、区民の申告により、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が、製造業者等が設置する指定引取場所へ引き渡す。		家電リサイクル法第18条の規定に基づき、製造業者等が再商品化を行う。	製造業者等へ家電リサイクル法17条の規定に基づいて引渡しを行う。
	パーソナルコンピュータ(以下、「パソコン」という。資源有効利用促進法第2条第12項に規定する指定再資源化製品であるパソコンのうち、デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ装置(ブラウン管式・液晶式)をいう。ただし、有機EL式ディスプレイは含まない。)	—		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。)第9条の9第1項に規定する環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。		資源有効利用促進法第4条の規定に基づき、工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下、「事業者等」という)が再資源化を行う。	事業者等に申し込み、指示に従うこと。
	使用済みの携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成25年政令第45号)第1条に規定する製品のうち、区が指定した使用済小型家電12品目をいう。)	7kg(日量27kg。ただし、使用済小型家電回収ボックスから回収されたもののみ。)		公共施設に設置する使用済小型家電回収ボックスから、月2～4回の頻度で、世田谷区が回収する。不燃ごみとして排出されたものは、原則として、世田谷区が月2回回収する。	自動車による。	世田谷区が管理する中継施設において選別した資源化が可能な使用済小型家電については、資源化事業者に引き渡す。	使用済小型家電回収ボックスを利用する場合は、投入口(縦10cm、横25cm)に入るものに限る。個人情報は消去してから投入すること。コード類は結んでから投入すること。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
条例第2条第2項第3号に規定する事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃ごみ(資源を除く。)	38,396 <sup>ト</sup> (日量124トン)	世田谷区全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長の指定する施設を利用して処分する場合は、一般廃棄物と産業廃棄物とに分別するなど世田谷区の指示によること。 世田谷区に排出する場合は、条例第39条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に定める収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所へ排出すること。 なお、別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。 可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。 資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙パック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙パックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。 資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものとし、キャップ等を除去し、洗浄してから規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。
	不燃ごみ(資源を除く。)	2,023 <sup>ト</sup> (日量7トン)				事業者が自らの責任で処分するもののほかは、世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能なものについては、再商品化事業者等に引き渡す。その他のものは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	
	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	8,007 <sup>ト</sup> (日量26トン)				古紙、ガラスびん及び缶については、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として週1回収集する。	
		751 <sup>ト</sup> (日量3トン)		ペットボトルについては、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として月2回収集する。		資源又はペットボトルについては、事業者が自らの責任で処分するもののほかは、世田谷区が管理する資源化施設及び民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者等に引き渡す。	



区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	その他の資源(再生利用を目的として民間で処理される剪定枝等又は食品残渣をいう。)	剪定枝等 9,338 <sup>ト</sup> (日 量32トン) 食品残渣 4,102 <sup>ト</sup> (日 量11トン)		事業者が自らの責任で行う。		—	区一般廃棄物収集運搬業者が、廃棄物(剪定枝等又は食品残渣)を再生資源化するために、区外民間施設へ運搬する際には、区と施設所在地の自治体間における廃棄物処理についての協議を要する。

## 備考

- 事業系一般廃棄物の処理について、事業者は、上記のほか、自ら又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者に委託して行う。なお、一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている者により適正処理が確保されているため、原則として新たな許可は行わない。収集運搬業に関して、既に他のいずれかの特別区において同種のごみ種の許可を有する場合でも、別途区との協議を要する。また、処分業に関して新たに新規許可を要する場合も区との事前協議を要する。
- 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃掃法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に規定する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、一事業者当たりの平均排出日量が、一般廃棄物(資源を含む)と合わせて10キログラム未満のものをいう。  
なお、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて世田谷区が収集する。
- 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、世田谷区全域の家庭廃棄物の資源(新聞、ペットボトル、白色発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、飲料用ペットボトルのキャップ及び廃食用油)を、公共施設等に設置した回収ボックス等から収集し、民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者へ引き渡す。また、インクカートリッジを公共施設等に設置した回収ボックスにより回収し、再生資源として製造業者等へ引き渡す。
- 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、家庭で使用していた水銀入り体温計・血圧計等を、公共施設等に設置した回収ボックス等から回収し、適正処理が可能な民間業者等へ引き渡す。
- 世田谷区は、まだ食べられるのに廃棄されるいわゆる食品ロスを削減するため、家庭における余剰食品をエコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課、各総合支所地域振興課等で受け付け、福祉団体等へ引き渡す。
- 資源・ごみ集積所の設置場所が記された地図については、世田谷区清掃・リサイクル部事業課窓口にて一般の閲覧を可能とする。

7 集合住宅等における粗大ごみの排出に関しては、保管庫や管理人の配置等の事情から、清掃事務所と管理会社等との協議により、収集曜日を別途定める場合がある。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	102キロリットル(日量1.1キロリットル)	世田谷区が原則として2週に1回収集する。ただし、排出量の少ない場合については、この限りではない。	吸上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に規定する期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。 浄化槽管理者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条の規定に基づいて、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥(専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	—	一般廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を受けた者が収集運搬する。 (事業活動に伴って生じたし尿のうち、居住用建築物と兼用となっている便槽のものについては、家庭系し尿として、世田谷区が収集する。)	—	一般廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けた者が処分する。	
浄化槽汚泥並びに専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥及びディスプレイ汚泥(東京都下水道局に設置届出をしているディスプレイシステムから排出されるものに限る。)	837キロリットル(日量2.7キロリットル)			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
動物死体(25kg未満のものに限る)	789頭(日量3頭)	土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者」という。)が自らの責任で行うものほかは、申告により世田谷区が収集する。	占有者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	世田谷区に収集を依頼する場合は、規則第30条に規定する動物死体届出書により、管轄の清掃事務所長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう世田谷区の指示によること。

## 別表第1

## 収集曜日及び時間

## 1 収集曜日

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
赤堤	1・3～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
赤堤	2	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
池尻	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
池尻	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	金
池尻	4	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
宇奈根	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	月
梅丘	1～3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
大蔵	1～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
大蔵	5・6	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
大原	1	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
大原	2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
岡本	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
奥沢	1・3・4	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
奥沢	2・5・6	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
奥沢	7	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
奥沢	8	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	土
尾山台	1～3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
粕谷	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
粕谷	3・4	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
鎌田	1～4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上馬	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
上馬	2～5	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
上北沢	1～4	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
上北沢	5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
上祖師谷	1・2・5～7	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
上祖師谷	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
上野毛	1・4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上野毛	2・3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
上用賀	1～4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
上用賀	5・6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
北鳥山	1・3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	水
北鳥山	2・4～9	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
北沢	1～5	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
喜多見	1～9	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
砧	1～5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
砧	6・8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
砧	7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
砧公園		火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
給田	1～3	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	土
給田	4・5	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
経堂	1・4・5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
経堂	2・3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
豪徳寺	1	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
豪徳寺	2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
駒沢	1・2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
駒沢	3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
駒沢	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
駒沢公園		火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
桜	1・2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	木
桜	3	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
桜丘	1～5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
桜新町	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
桜上水	1～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
三軒茶屋	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三軒茶屋	2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
下馬	1・3～6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
下馬	2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
新町	1	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
新町	2・3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
成城	1～6	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
成城	7～9	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
瀬田	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
瀬田	3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
瀬田	4・5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
世田谷	1～4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
祖師谷	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
祖師谷	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
祖師谷	4～6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
太子堂	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
太子堂	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
太子堂	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
代沢	1～3・5	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
代沢	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	1	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	2・5	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	水
代田	3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
代田	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
代田	6	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
玉川	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
玉川	3・4	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川台	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川田園調布	1・2	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
玉堤	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
千歳台	1～6	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
弦巻	1～5	水・土	1・3回目の 金	2・4回目の 金	火
等々力	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
等々力	3	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
等々力	4・5・6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
等々力	7	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
等々力	8	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
中町	1・5	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
中町	2～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
野毛	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
野沢	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
野沢	2・3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
野沢	4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
八幡山	1～3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
羽根木	1・2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
東玉川	1・2	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
深沢	1～4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
深沢	5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
深沢	6・7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
深沢	8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
船橋	1～7	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	金
松原	1～5	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
松原	6	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
三宿	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三宿	2	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
南鳥山	1・2・5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
南鳥山	3・4・6	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
宮坂	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
宮坂	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
用賀	1	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
用賀	2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
用賀	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
若林	1・2	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
若林	3・4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
若林	5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土

※ 新大型特殊車による可燃ごみの収集が行われる集合住宅等においては、特殊車両による収集となることから、上表によらず、砧清掃事務所が定める収集曜日とする。

## 2 時間

収集当日の朝、午前8時までには排出すること。ただし、次の早朝収集実施区域の可燃ごみについては、収集当日の朝、午前7時までには排出すること。

### 早朝収集実施区域

下北沢駅周辺	北沢二丁目9番から14番まで、17番から21番までのうち、区長が別に定める区域
三軒茶屋駅周辺	太子堂四丁目23番から29番まで並びに三軒茶屋二丁目13番から14番までのうち、区長が別に定める区域

### 別表第2

排出禁止物（条例第40条第1項各号に規定するもの）及び適正処理困難物

区分	例示
有害性の物	ガスボンベ（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等）、工業薬品（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）、アスベスト、印刷用インク、現像液、自動車用燃料添加剤、バッテリー、充電式電池、消火器、使い切っていないスプレー缶・ライター、医療・鍼灸等施術用の針等鋭利なもの（鋭利な部分を容器等で覆っているものを含む。）
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物に指定されている物	
家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、耐火金庫、ブロック、レンガ、コンクリート製品、石膏ボード、タイル、エンジン駆動付製品、コンデンサー等
廃掃法第6条の3の規定により指定された一般廃棄物（廃スプリングマットレスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）</li> <li>・廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）</li> <li>・廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）</li> </ul>